

第15条 消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農産園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき、実施する輸入植物等（船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及び<u>検疫指定物品並びにこれらの容器包装。以下「植物等」という。</u>）の消毒（選別を含む。以下同じ。）に当たって、当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ、円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><u>4 土等が付着した施行規則第5条の検疫指定物品を選別又は消毒するために、陸路輸送する場合は、この要領の規定にかかわらず、検疫指定物品検疫要綱（令和5年3月24日付4消安第7162号消費・安全局長通達）の規定によるものとする。</u></p> <p>第4</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 積替輸送後、消毒を行う場所は、規則第6条第1号若しくは第2号に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。</p> <p>(6)～(9) （略）</p> <p>別表2（第1第2項関係）</p> <p>麦角、菌核又は土のみが混入している<u>植物等</u>の陸路輸送に使用する機器の基準</p> <p>(略)</p>	<p>第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき、実施する輸入植物等（船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及びその容器包装。以下「植物等」という。）の消毒（選別を含む。以下同じ。）に当たって、当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを斉一、かつ、円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第4</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 積替輸送後、消毒を行う場所は、規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。</p> <p>(6)～(9) （略）</p> <p>別表2（第1第2項関係）</p> <p>麦角、菌核又は土のみが混入している<u>植物</u>の陸路輸送に使用する機器の基準</p> <p>(略)</p>